

# 神奈川ファイナンシャルプランナーコース同窓会会則

制定 平成19年12月20日

## 第1条 (名称)

- (1) この会は、神奈川ファイナンシャルプランナーコース同窓会と称する。
- (2) 神奈川ファイナンシャルプランナーコース同窓会を略し、KFP同窓会と呼称する。

## 第2条 (目的)

- (1) 参加することにより、旧交を温め、情報交換等を通して、相互の親睦を図る。
- (2) 同窓生の人脈(Net Work)を造り、卒業生のビジネス、就職活動に寄与する。
- (3) 講演、セミナー等により、FPとしてのSKLL UPの向上を図る。

## 第3条 (会員)

- (1) 会員資格は、KFP協同組合の委託訓練（ファイナンシャルプランナー科、ビジネス科）の受講生とする。

## 第4条 (会計)

- (1) 費用発生の都度（講師料、懇親会）、必要に応じて徴収する。

## 第5条 (役員及び任期)

- (1) KFP同窓会の運営を円滑にするために、次の役員を選出する。

会長	1名
副会長	1名
事務局	1名
監事	1名
- (2) 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
ただし、再任は妨げない。

## 第6条 (役員の選出)

- (1) 年度最終の集会において、会員でKFP組合員の中から役員を選出する。

## 第7条 (代表幹事)

- (1) 会員の連絡のため、各コース毎に若干名選出される。

## 第7条 (運営)

- (1) KFP同窓会の運営は、すべて第2条の目的に即して役員が行うものとする。